

民事調停制度オンライン説明会

令和3年5月18日(火)開催

5月1日から同月7日までの憲法週間にちなんで、司法の機能をより深くご理解いただくため、福井県内の消費生活センター及び市町の相談窓口担当者を対象とした『民事調停制度オンライン説明会』を開催しました。

【民事調停制度についての説明】

はじめに、民事調停制度の一般的な事項(制度の特徴や手続の進み方等)について説明し、実際に調停において解決された事例を紹介しました。

～解決事例～

- ・ リフォーム工事におけるトラブル
- ・ アパートの原状回復費用のトラブル
- ・ 慰謝料の請求 など

【窓口での手続案内を実演】

裁判所の窓口における手続案内を実演し、民事調停の特徴、必要書類、手数料などについて裁判所の他の制度(訴訟など)と比較しながら説明しました。

【調停委員からの事例紹介】

調停の申立て後、裁判所の調停委員会がどのように関わっていくのか説明し、調停の際に心がけていることや工夫している点等についてお話しいただきました。



民事調停とはどのようなものですか？

裁判所の調停委員会の仲介によって、相手方との話し合いでトラブルを解決する手段です。



裁判所の手続について、お気軽にお問合せください。

【裁判官との質疑応答】

Q. 民事調停に向く事案と向かない事案は何ですか。

A. 民事調停は裁判所の調停委員会の仲介によって話し合いで解決する手続ですから、相手方が話し合いのため裁判所に出席することが見込まれる事案に向いています。

反対に、相手方が裁判所に出席しないと明言しているような事案には向いていません。

その他、たくさんの質疑応答が行われました。ありがとうございました。

福井地方・家庭裁判所では、裁判員裁判や調停制度などの司法を身近に感じていただくために広報行事を実施しています。

今回は新型コロナウイルスの影響により、参加者を限定し、オンライン会議アプリを使用して開催しました。

福井地方・家庭裁判所
総務課庶務係 電話0776-91-5053

ご参加いただきありがとうございました。

